

～農業経営者のみなさん～

青色申告を始めましょう！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットのほか、**収入保険に加入することができます**ので、早速、取り組んでみましょう。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**3月15日までに、所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。**この申請を行えば、令和4年分の所得から、青色申告を行うことができます。（申告時期は翌年2～3月）

国税庁青色申告 URL ⇒ <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/09.htm>

農業経営者のみなさん

青色申告

を始めましょう

青色申告はかんたん！

思ったより簡単！
e-Taxも使えます！

青色申告には、複式簿記の他に**簡易な方式**があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、現金出納帳、売上帳、買入帳、経費帳、固定資産台帳を整理し、日々の取引を簿端まで記録すれば行えます。

※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険に加入できます

全ての農産物を対象。自然災害、価格低下などによる販売収入の減少を補償

加入申請時に青色申告の実績が**1年分**あれば加入できます
※令和4年分の農業所得から青色申告を開始すれば、令和6年1月からの収入保険に加入できます。

メリットたくさん！

最高で**65万円**の特別控除！
損失額の繰越しや繰戻しができる！
専従者の給与等を必要経費に記入できる！
農業経営基盤強化準備金制度が使える！
農業者年金の保険料補助（最高1万円/月）！

青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。
収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。

←国税にかかる相談窓口はこちら
<http://www.nta.go.jp/taxes/shinsei/annai/shinkoku/annai/09.htm>

←収入保険にかかる相談窓口はこちら
<http://nosai-saitama.or.jp/consultation.html>

農林水産省

これから青色申告を始める皆様へ！

収入保険があなたの農業経営をサポートします！

自然災害で減収	市場価格が下落	災害で作付不能	病気で収穫不能
倉庫の浸水被害	取引先の倒産	盗難や運搬中の事故	為替変動で大損

収入保険のポイント

- 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない**収入減少**を補償。
- 加入申請時に**青色申告実績が1年分**であれば、農業者ごとに**基準収入の80%^(※)を下回った場合に、差額の9割を上限に補償。**
(例えば、基準収入が500万円の方の収入がゼロになった場合でも、**最大380万円**まで補償)
※ 加入申請時の青色申告実績の保有年数が、**2年分の場合は85%、3年分の場合は88%、4年分の場合は90%**と、段階的に引き上げられます。
- 保険料等の**50%、積立金の75%**を国庫補助。
(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの**保険料は2.1万円、積立金（掛け捨てではない）は11.3万円**で、補填に使われなければ、翌年に持ち越すので、2年目の負担は軽くなる)
- 保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**で対応。

▲令和2年の収入保険から、安い保険料で加入できるタイプを準備。
(例えば、基準収入が500万円の方が、基準収入の50%を補償の下限として選択した場合、**保険料は約2割安い（2.1万円 → 1.7万円。補填は最大135万円）**）

※ 保険料は、令和4年1月からの保険料率を適用した額。
※ 令和4年収入保険から、インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。（インターネット申請：新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き／自動継続特約：継続加入者1,000円引き）

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。（2021.8）

収入保険については、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

【埼玉県農業共済組合】TEL：048-645-2141

※詳しくは、埼玉県農業共済組合ホームページをご覧ください。

<http://nosai-saitama.or.jp/>

彩の国 農業人

～ 農業法人から宮代町農業担い手塾
を経て、平成 28 年 10 月に就農 ～
宮代町の 大澤 亨さん

11 年間勤めた農業法人を退職、宮代町農業担い手塾に入塾し、現在、野菜苗と施設野菜（ミニトマト、パプリカ）、露地野菜（キャベツ、ブロッコリー）を生産・販売する、大澤 亨さんをご紹介します。

宮代町の大澤 亨さんは、埼玉県深谷市の出身で、県内の農業高校、農業大学校を経て、農業技術が学べ人材を募集していた宮代町の農業法人に就職した後、独立して自ら経営することを決意し11年間勤めた農業法人を退職、宮代町農業担い手塾に入塾し3年間の研修期間を経て、平成 28 年 10 月に宮代町で就農しました。

スタートに当たっては、農業担い手塾の研修中に、町の「新規就農里親制度」を利用して協力農家からトラクターや動力噴霧器などの農業機械を借りることができたほか、町から借用農地（施設ハウス農地は自己調達）を紹介してもらい、農業資材の購入でも支援がありました。また、農業法人時代に携わっていた野菜苗づくりの経験や知識を活かし、ハウス 6a、露地 50a のほ場で、野菜苗のほか施設野菜（ミニトマト・パプリカ）や露地野菜（キャベツ・ブロッコリー）を栽培し、宮代町内と白岡市内の農産物直売所を始め、町が立ち上げた新規就農者同士の任意組織「あぐりねっとみやしろ」を通じて近



大澤 亨さん



（上）ミニトマト （下）パプリカ

隣の大手スーパーへの共同出荷や、町が開拓したスーパーの地場産コーナーへ出荷するほか、宮代町内の学校給食・飲食店・レストランなどに販売しており、町を始め多くの関係者からサポートがあり経営を軌道に乗せることができました。

新型コロナウイルスの影響により、学校給食用で出荷を予定していた野菜の納入分がキャンセルとなったものの、自らの販売ルートで売り切ることができ、コロナ禍の巣ごもり需要から家庭菜園利用者からの野菜苗の需要も増えたため、廃棄などはなかったとのこと。

大澤さんは、「現在の労働力は、基本本人のみで、繁忙期には知り合いや町シルバー人材センターに作業の手伝いをお願いしているが、将来は常時数名を雇う形態にしたい。また、新規就農した立場から、国からの新規就農者へのサポートについても頑張っている人がもっと頑張れるような支援をしてほしい。」と語ってくれました。

編集：関東農政局 埼玉県拠点

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

TEL 048-740-5835 FAX 048-601-0510

＜関東農政局HP＞ <http://www.maff.go.jp/kanto/>